別表（第２条関係）

補助事業名	ディーゼル車への排出ガス低減装置装着助成事業
補助事業の目的	都市部における大気環境を早急に改善する必要があることから、ディーゼル車対策として使用過程車への排出ガス低減装置の装着の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	以下の車両を保有する民間事業者 ①車両総重量８トン以上の車両又は乗車定員30人以上の車両で、県内に使用の本拠を置くもの。 ②「環境の保全と創造に関する条例」第６７条の２に規定する特定自動車（以下「特定自動車」という。）で、県内で発着するフェリーを相当程度利用しているもの。 ただし、窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領（平成16年国土交通省告示第814号）の規定により優良と評価された装置（ＮＯx・ＰＭ低減装置に限る。）を装着する者に限る。
補助事業の対象と補助事業の対象となる経費	排出ガス低減装置（ＮＯx・ＰＭ低減装置に限る。）の価格（装着費用を含む。）
補助金の額 補助率	１／４
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じて得た額以内とする。 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ただし、補助金の額については、限度額を３５万円とする。
適用除外する条項	第２１条第２項

別に定める事項

関係条項	内　　容
第３条 （交付申請）	（添付書類） (1) 補助対象事業の概要（予定）（別紙様式１） (2) 見積書の写し (3) 自動車検査証の写し (4) 県内で発着するフェリーを相当程度利用している旨の当該フェリー会社の証明書（県外に使用の本拠を置く特定自動車を保有する民間事業者の場合に限る。） その他別途指示する書類
	（指定期日）別に定める日
第７条第１項 （事業の変更承認）	（軽微な経費配分の変更）
	（軽微な事業内容の変更）
第８条第１項 （交付決定額の変更）	（添付書類） 第３条の添付書類に準じる。
	（指定期日）別に定める日
第９条第１項 （遂行状況報告）	（報告事項）
第１１条 （実績報告）	（添付書類） (1) 補助対象事業の概要（別紙様式２） (2) 請求書及び領収書の写し等支払が確認できる書類 (3) 自動車検査証の写し (4) 当該装置の製造者等が発行する装着証明書 その他別途指示する書類
	（指定期日） 事業終了後30日以内又は平成28年４月11日のいずれか早い日
第１９条第１項 （財産処分の制限）	（処分制限期間） ３年間とする。